

一般社団法人愛媛県中小建築業協会慶弔制度

平成23年5月27日改正

	慶弔事由	慶弔金の額(円)	確認提出書類(いずれか1点)	会員(適用者)とは
死亡弔慰金	会員の死亡	10,000	①会葬の礼状の写し	1. 1種会員・2種会員は、事業主とする。 2. 3種会員は、組合員とする。 3. 4種会員は、事業主または、一人親方とする。
			②死亡診断書	
結婚祝金	会員の結婚	10,000	①結婚式の案内状の写し	
			②婚姻届受理証の写し	

◎ 慶弔金の請求事由が発生した時は、すみやかに所属の事務局までご連絡下さい。

(請求事由が発生した日から起算して1年で時効となります。)

◎ 全て自己申告制です。慶弔金支給申請書をご請求下さい。(請求があった場合、当方から申請書をお送りします。)

慶弔金支給申請書

一般社団法人
愛媛県中小建築業協会 御中

慶弔事由	死亡弔慰金		結婚祝金	
死亡弔慰金	死亡者氏名		男・女(才)	
	死亡年月日	平成 年 月 日		
結婚祝金	配偶者氏名		生年月日	年 月 日
	婚姻届提出日	年 月 日	婚姻届出役所名	

慶弔金振込先

銀行名	銀行	支店	預金種類	普通	当座
口座番号			フリカナ 口座名義人		

平成 年 月 日

〒

(請求人)住所

氏名

㊞